

7 原小宮地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			外壁等の面からの距離	適用除外の建築物等	
低層住宅地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 長屋で住戸の数が3以上のもの 2 共同住宅で住戸の数が5以上のもの 3 寄宿舍又は下宿 4 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	—	—	—	120平方メートル	当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの距離0.6メートル	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	1 生垣 2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの
住宅地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 長屋で住戸の数が3以上のもの 2 共同住宅で住戸の数が5以上のもの 3 寄宿舍又は下宿	—	—	—	120平方メートル	当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの距離0.6メートル	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	1 生垣 2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの

						メートル	計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	2メートル以下のもの
沿道地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 長屋及び共同住宅で各住戸の専有面積が29平方メートル未満のもの 2 寄宿舍又は下宿	—	—	—	110平方メートル	当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	—